

公の施設使用料の見直し指針

伊佐市

平成 23 年 11 月

(令和元年 6 月改訂)

目 次

I. 基本的な考え方

1. 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
2. 対象施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
3. 使用料算定の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
4. 使用料の算定方式・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4

II. 使用料の算定について

1. 原価の算定方法・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
2. 施設の性質別分類と負担割合の設定・・・・・・・・ P 6
3. 施設の利用形態による使用料算定方式・・・・・・・・ P 7

III. その他の取扱いについて

1. 消費税率の改正の取扱い・・・・・・・・ P 8
2. 減免・免除規定の取扱い・・・・・・・・ P 8
3. 使用料の調整・・・・・・・・ P 8
4. 端数処理等・・・・・・・・ P 8
5. 利用時間帯及び曜日別、市内外住民別等の使用料・・・・・・・・ P 10
6. 定期的な見直し・・・・・・・・ P 10
7. 新たな利用料金の適用時期・・・・・・・・ P 10
8. 経過措置・・・・・・・・ P 10
9. その他・・・・・・・・ P 10

I. 基本的な考え方

1. 現状と課題

市には、合併後において使用目的が類似した施設が多く存在し、その使用料も統一的でなかったことなどから、平成 23 年度に各施設の利用状況や維持管理費等の調査を行い、市民に分かりやすく、理解が得られる使用料算定のルールとして定めた「公の施設使用料の見直し指針」に基づき使用料の見直しを行っており、また、定期的に見直しを行うことも同指針で規定しています。

なお、平成 27 年 3 月に策定しました「伊佐市行政改革大綱【後期】」や「伊佐市集中改革プラン【後期】」にも、使用料の見直しについて受益者負担の原則等を考慮し、全庁的に取り組むことを規定しています。

参考 伊佐市行政改革大綱【後期】【抜粋】

第 2 章 具体的方策

2 持続可能な財政基盤の確立

(1) 財政の健全化

ア 歳入の確保

歳入においては、税負担の公正確保の必要性等を踏まえ、市税の収納率の一層の向上に積極的に取り組み、その他の収入等についても、受益者負担の適正化や収納率の向上等の自主財源の確保に努めます。

また、「ふるさとに対する応援寄附金」や未利用資産の有効活用にも努めます。

イ 物件費及び人件費の削減

少子高齢化に伴い今後増えていくと予想される扶助費や社会資本の老朽化対策（将来の公債費）にかかる財源確保のため、物件費を削減します。

また、人件費については過度な市民サービスの低下をまねかないように配慮しながら、積極的なアウトソーシングの推進・地域協働の取り組み等を通じ削減を図ります。さらに、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図り、財政構造の改善に努め、経常収支比率 80%台を維持できるよう努めます。

参考 伊佐市集中改革プラン【後期】【抜粋】

〔実施項目〕 No.2-2

使用料・手数料等の見直しによる受益者負担の適正化

〔実施内容〕

受益者が負担すべき適正な割合を明らかにするなど、負担や減免に関する基準等を定め、定期的に見直す。

平成 23 年度に行った見直しでは、調査の結果等をもとに多くの施設について適正に見直しを行うことができましたが、一部の施設において見直しを見送ったものや激変緩和措置を講じたもの、類似施設において統一化できなかったものなど、次回の見直しに課題が残るものもありました。

このようなことから、今回の見直しについては、適正な受益者負担のもと自主財源の確保を図るため、各施設の利用状況や維持管理費等を把握しながら指針に基づき統一的に見直しを行い、併せて、前回の見直しの際に残った課題の解決に努める必要があります。

また、令和元年10月に消費税率の引上げが決定していることから、このことも考慮し見直しを行う必要があります。

2. 対象施設

公の施設のうち、使用料が無料の施設も含め見直します。ただし、独立採算を前提とする施設（上水道、簡易水道、農業集落排水施設等）や、法令等で料金が定められている施設（小学校、中学校、公営住宅、保育所・幼稚園等）、その他別の基準により使用料等を算定している施設（市単独住宅、教職員住宅、し尿処理施設、廃棄物処理施設、公園占用等）を除きます。

公の施設一覧表			平成30年4月現在	
施設区分	施設数	見直し対象施設※(指)は指定管理施設	対象外施設	
給食センター	1		学校給食センター	(1)
教職員住宅	45		校長住宅 15、教頭住宅 11 教職員住宅 17、その他 2	(45)
幼稚園	1		本城幼稚園	(1)
学校施設(照明設備等)	16	小学校 14、中学校 2	(16)	
体育施設	21	総合体育館 外20	(21)	
文化施設	4	文化会館、環境改善センター 野外音楽堂、山野西文化交流館	(4)	
環境衛生施設	2		衛生センター、リサイクルプラザ	(2)
キャンプ場	2	十曾青少年旅行村 楠本川溪流自然公園(指)	(2)	
公園	21	曾木の滝公園内RVパーク 忠元公園 山野鉄道記念公園(照明施設) 菱刈パークゴルフ場(指)	(4)	曾木の滝公園 外16 (17)
商工施設	2	夢さくら館(指)、ひしかり交流館(指)	(2)	
農林施設	3	菱刈農畜産物処理加工施設 生活改善センター(大口・菱刈)	(3)	
コミュニティ施設	7	布計地区多目的集会所 西太良コミュニティセンター外5(指)	(7)	
青少年センター	7	大口東青少年センター 外4 羽月西青少年センター外1(指)	(7)	
社会教育集会所	6		西永尾集会所 外5	(6)
生涯学習施設	2	ふれあいセンター 菱刈ふるさといきがいセンター	(2)	
その他の教育施設	1		菱刈ひまわり館	(1)
児童福祉施設	2	総合交流拠点施設	(1)	子ども発達支援センター (1)
障害者福祉施設	1		大口心身障害者等福祉センター	(1)
保育所	0			
隣保館	2		大口富士福祉館 菱刈人権文化センター	(2)
多目的福祉施設	3	大口元気こころ館 菱刈福祉センター(まごし館)	(2)	大口いきがい交流センター (1)
多目的保健施設	1	菱刈保健センター(まごし館)	(1)	
老人介護施設	0			
公衆浴場	2	大口温泉高熊荘、菱刈公衆浴場	(2)	
産業施設	1	菱刈菱泉センター(指)	(1)	
市営住宅	58		改良住宅 1、共同施設 4 公営住宅 32、特公賃住宅 4 単独住宅 17	(58)
集落排水処理施設	3		平出水、菱刈中央、菱刈北部	(3)
上水道・簡易水道	13		上水道 5、簡易水道 8	(13)
計	227	75		152

3. 使用料算定の基本方針

(1) 受益者負担の原則（公平化）

施設使用料は、施設の利用者にその利用の対価として負担してもらうものです。利用者から見れば、当然安ければ安いほど喜ばしいものですが、使用料が施設の維持管理費等に要する費用を下回れば、その不足分は公費（税金）で賄うことになりますので、施設を利用しない方にも費用の負担を課すことになり、市民全体で負担することになります。

施設を利用する方（受益者）と利用しない方との負担の公平化を図るため、受益者負担の原則により使用料を算定します。ただし、利用者にとって過度な負担とならないよう留意します。

また、受益者に一律の負担を求めるのではなく、施設のサービスの性質（公共性の強弱）により受益者負担と公費負担の割合を設定します。

(2) 算定方法の明確化

施設利用者や市民にわかりやすく説明できるように、使用料の積算根拠を明確にした算定方式などを定め透明性の確保に努めます。

(3) コスト削減の取り組み

施設の維持管理費等に要する費用を使用料算定の原価とすることから、継続して維持管理費の削減と効率的な施設の運営を目指します。

4. 使用料の算定方式

使用料の積算根拠を「原価」と施設の「性質別負担割合」に基づく算定方式とします。

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{施設の性質別負担割合} \quad (\text{受益者負担} = 1 - \text{公費負担割合})$$

(1) 原価

施設の維持管理費等に要する「人件費」と「物件費、維持補修費」を原価として算定します。なお、施設の維持補修費とは、大規模改修などの施設の資本的経費を除いた経常的な費用を対象とします。

(2) 施設の性質別負担割合

施設のサービスの性質（公共性の強弱）が、「市民の社会生活上必要か（公的必要性の高低）」、「民間でのサービス提供が難しいか（収益性・採算性の高低）」により、受益者と公費負担の割合を定めます。

II. 使用料の算定について

1. 原価の算定方法

原価を算定する基礎数値は、原則算定を行おうとする年度の前年度の決算額（実績値）を採用します。ただし、過去2年の実績値と大きく乖離する場合は、3カ年間の平均値を採用します。

$$\text{原価} = \text{物件費} + \text{維持補修費} + \text{人件費}$$

(1) 人件費 = 人件費単価 × 職員数

- ・人件費単価は、実際に配置された職員等の給与で計算するのではなく、職員給与の平均額を採用します。
- ・職員数は、通常のサービスの提供に従事するために配置された職員数とします。故に1人の職員等をサービス提供に従事した時間により按分することになります。

人件費の算定基礎（平成29年度普通会計）

職員数	給与費			共済費	退職手当負担金	合計	1人当たりの人件費
	給料	職員手当	期末勤勉手当				
人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
228	912,378	71,665	369,486	300,121	189,615	1,843,265	8,084

※職員数はH29.4.1現在

- ① 労働時間 7.75時間（7時間45分※8時30分から17時15分）
- ② 年間労働日数 244日（日曜及び土曜日、国民の祝日、12月29日から1月3日までの日を除く）
- ③ 年間労働時間 7.75時間 × 244日 = 1,891時間
- ④ 1時間あたりの人件費 8,084千円 ÷ 1,891時間 = 4,275円/時間

2. 施設の性質別分類と負担割合の設定

施設には様々なサービスを提供するものがあり、サービスの性質により区分し、受益者と公費(市)の負担割合を設定します。その割合を受益者負担0%、50%、100%に分類します。

(1) 施設の性質別分類と各領域の負担割合

① 施設の公共性(公的必要性)による区分(横軸)

ア. 市民が社会生活を営む上で必要なサービスを提供するための施設、社会的弱者等を援護するための施設、教育を補完するための施設、その他公共性の高い施設等

⇒ (公的必要性が高い施設)

イ. 一定の公共性のもと特定の利用者のサービスを提供する施設、民間企業と同等のサービスを提供する施設等

⇒ (公的必要性が低い施設、私的選択的施設)

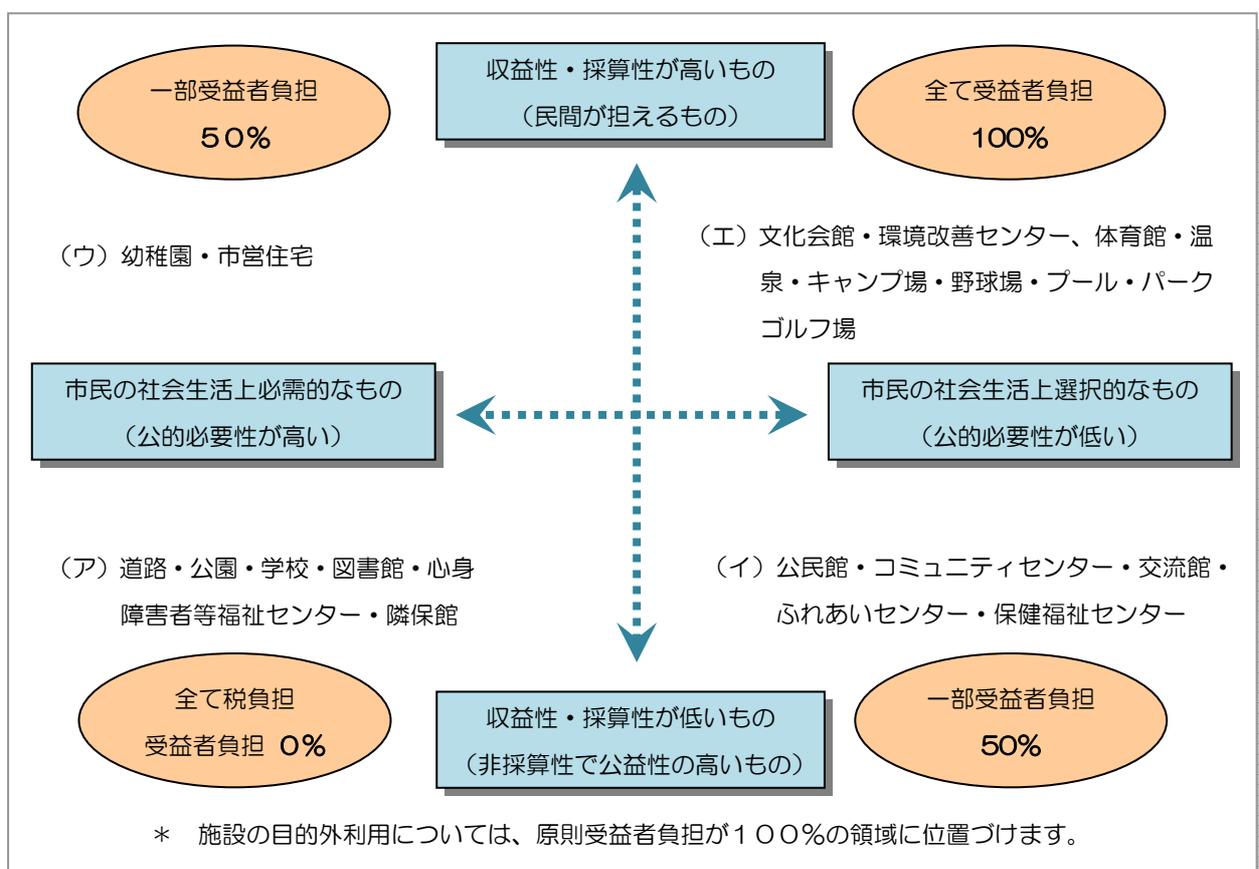
② 施設の収益性(採算性)による区分(縦軸)

ウ. 収益性(採算性)が無いか極めて低く、施設の収益だけでは管理運営費を賄うことが困難で、民間ではサービスの提供が困難な施設等

⇒ (収益性・採算性が低い施設)

エ. 収益性(採算性)があり、施設の収益をもって相応の管理運営費を賄える施設等

⇒ (収益性・採算性が高い施設)



3. 施設の利用形態による使用料算定方式

使用料の算定方式は、施設の利用形態により以下の2つに分類されます。

- ・「1室当たりの原価」から使用料を算定する方式（専用使用による使用料）
- ・「1人当たりの原価」から使用料を算定する方式（個人使用による使用料）

(1) 「1室当たりの原価」から使用料を算定する方式（会議室、ホール等）

- ① 1㎡当たりの年間原価 = 施設全体の原価 ÷ 貸出面積の合計
- ② 1㎡当たりの時間原価 = 1㎡当たりの年間原価 ÷ 年間開館時間
- ③ 1室当たりの原価 = 1㎡当たりの時間原価 × 利用面積
- ④ 1室当たりの使用料 = 1室当たりの原価 × 性質別負担割合

【具体例】 会議室Aを1時間利用する場合の使用料は、

	会議室A	会議室B	事務所	トイレ・廊下	延床面積
面積 (㎡)	200	100	50	50	400

*施設全体の原価：1,200,000円

*貸出面積の合計：300㎡（会議室A（200㎡）＋会議室B（100㎡））

*年間開館時間：250時間

*性質別負担割合：50%

- ① 1㎡当たりの年間原価 = 1,200,000円 ÷ 300㎡ = 4,000円/㎡
- ② 1㎡当たりの時間原価 = 4,000円/㎡ ÷ 250時間 = 16円/㎡/時間
- ③ 1室当たりの原価 = 16円/㎡/時間 × 200㎡ = 3,200円/室/時間
- ④ 1室当たりの使用料 = 3,200円 × 50% = 1,600円/室/時間

(2) 「1人当たりの原価」から使用料を算定する方式（博物館、プール等）

- ① 1人当たりの原価 = 原価 ÷ 年間利用者（受益者）数

※年間利用者数は原則、過去3か年間の平均とします。

- ② 1人当たりの使用料 = 1人当たりの原価 × 性質別負担割合

【具体例】 博物館（個人利用施設）の1人の使用料は、

	平成26年	平成27年	平成28年	3年間の平均
人数（人）	3,800	4,100	4,100	4,000

*施設全体の原価：1,200,000円

*年間利用者数：4,000人（H26：3,800人 H27：4,100人 H28：4,100人の平均）

*性質別負担割合：100%

- ① 1人当たりの原価 = 1,200,000円 ÷ 4,000人 = 300円/人/回
- ② 1人当たりの使用料 = 300円 × 100% = 300円/人/回

Ⅲ. その他の取扱いについて

1. 消費税率の改正の取扱い

消費税率の改正については、「3. 施設の利用形態による使用料算定方式」にある原価のうち「物件費、維持補修費」を改正税率に基づき再計算することで、利用料の算出に反映させることとします。具体的には以下のように取り扱います。

$$\left(\begin{array}{l} \text{改正された消費税率に基づき利用料を見直す際の「物件費、維持補修費」} = \\ \text{「税率改正前の物件費、維持管理費」} \div 1.08 \text{（現在の税率）} \times 1.10 \text{（改正後の税率）} \end{array} \right)$$

2. 減額・免除規定の取扱い

利用料の減額・免除については、負担の公平性を確保するために減免規定等により明確な基準を定め、統一的に実施する必要があります。平成23年度の使用料見直しにおいては、減額・免除の見直しは見送られていますので、今回の見直しにおいて、施設の利用方法や利用目的等の区分のもとに減免規則等を整理し、その統一化を図ります。

3. 使用料の調整

原価と性質別負担割合から算出した額をそのまま使用料とすると、現在の使用料から大幅な増額となってしまう場合は、利用者にとって過度に負担が大きくなるよう考慮し、現行の使用料単価に1.2倍を超えない範囲で調整を行います。

また、方式により算出した額を利用料とすることで利用者数が著しく減少することが見込まれるなど、施設の設置目的の達成が困難になることが危惧される場合は、近隣自治体の料金水準と比較しながら別途調整を行います。

4. 端数処理等

(1) 使用料は、原則として100円単位とします。ただし、算定された使用料総額が100円に満たない場合は、その使用料を原則100円とします。

(2) 100円未満の端数は四捨五入とします。

*消費税については、平成15年の消費税法改正により使用料についても総額表示が義務付けされました。見直し指針では端数処理として100円単位で処理しますので、消費税込みの使用料とします。

5. 利用時間帯及び曜日別、市内外住民別等の使用料

(1) 午前、午後、夜間の使用料・専用、個人利用料設定について

特殊な施設を除き時間帯ごとの設定は行わず、原則として1時間単価の表示とします。

また、施設の種類によっては、専用利用と個人利用の規定がある施設がありますが、引き続き今回も設定することとします。

(2) 土・日曜日の割り増し料金設定について

現在、文化会館の大ホールと菱刈環境改善センターの使用料には、土・日曜日の割り増し料金が設定してありますが、今回の見直しにより割り増し料金は設定しないこととします。

(3) 市外住民の割り増し料金設定について

原則市外住民の割り増し料金の設定は行いません。市内住民と同等にすることにより、利用率の向上と収益の向上に努めます。

(4) 入場料の有無による割り増し料金設定について

施設を利用する主体が入場料を徴収する、又はそのような利用が想定される施設については、引き続き入場料を徴収する場合の割り増し料金を設定します。これに該当する施設は以下のとおりです。

総合体育館、体育センター、陸上競技場、市営球場、菱刈農業者トレーニングセンター、大口ふれあいセンター、文化会館、菱刈環境改善センター、菱刈野外音楽堂、総合交流拠点施設

(5) 施設の利用形態による割り増し料金設定について

体育施設等において、施設本来の用途や設置目的を妨げない範囲において、営利や宣伝を目的とした利用に対し、割り増しした使用料を設定します。

ただし、市民や市民団体が施設本来の用途や設置目的を妨げない範囲において、営利等を目的とせず利用する場合は、割り増し料金の設定は行いません。

(6) 利用者区分の設定について

現在、利用者に関して、一般や学生（小・中・高児童生徒）などの区分により異なる使用料を設定している施設がありますが、引き続き今回も設定します。

(7) 既設電灯以外の電力使用について

既設電灯以外の電力利用の際の実費徴収に関し、条例で定めている施設が複数あります。一方、これらの施設と利用目的が同様の施設であって、実費徴収に関する定めのない施設もあることから、施設間で矛盾が生じない実費徴収のあり方について検討したうえで見直しを行います。

(8) 類似施設における使用料の統一について

大口地区と菱刈地区の類似施設については、施設・設備の機能に大きな差がある場合を除き、原則同額の利用料の設定を行います。

(9) 回数券の取扱いについて

市営プールや菱刈パークゴルフ場などで回数券を設定していますが、今回も設定することとします。

6. 定期的な見直し

見直し時期については、利用者の混乱や事務手続き等の増加を避けるため、原則3年を目途に行います。

7. 新たな利用料金の適用時期

今回の使用料見直しは、令和元年10月に施行される消費税率の改正も考慮して行うものであることから、税率改正後の令和2年4月1日から適用することとします。また、指定管理者制度を導入している施設については、指定管理料を見直す際（協定書見直し時）に、新たな利用料金の適用に向け、指定管理者との間で十分協議し、その円滑な適用に取り組みます。

8. 経過措置

指定管理者等による利用料金制を導入している施設については、協定書の見直しと合わせて適切に料金を見直しを行います。今後指定管理者等による利用料金制を導入する施設については、施設の原価に基づき料金の上限を設定します。

9. その他

- (1) 社会的要請や施設の諸事情、政策的見地により、今回の見直しによりがたい施設については、前回と同様に別途個別に算定の基準や見直しの周期について定めることができることとします。
- (2) 施設の備品や照明等の使用料については、別途所管課が見直します。